

守 監 発 第 7 号  
令和6年8月16日

守谷市長 松 丸 修 久 様

守谷市監査委員 高 瀬 尚 則

守谷市監査委員 高 梨 恭 子

令和5年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計、守谷市公共下水道事業会計及び守谷市農業集落排水事業会計）決算審査意見書の提出について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された、令和5年度における守谷市水道事業会計決算、守谷市公共下水道事業会計決算及び守谷市農業集落排水事業会計決算について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

# 令和5年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計、守谷市公共下水道事業会計及び守谷市農業集落排水事業会計）決算審査意見書

## 1 審査の対象

守谷市水道事業会計決算  
守谷市公共下水道事業会計決算  
守谷市農業集落排水事業会計決算

## 2 審査の期間

令和6年7月16日から令和6年8月16日まで

## 3 審査の方法

守谷市公営企業会計決算書、決算報告書、財務諸表及びこれらに関する付属書類を審査した。

審査に当たっては、決算書類が関係法令に準拠して作成され、かつ、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類と照合を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、併せて、事業が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように」運営されているかを主眼として審査を行った。

## 4 審査の結果

審査に付された令和5年度における守谷市公営企業会計の決算書類は、法令の定めに基づき調製されており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、その内容は適正であると認められた。

## 5 審査の意見（各会計の状況）

### 【水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と同様に、有収水量が減少したことで、給水収益が減少している。しかしながら、分担金収入が増加したことなどにより、純利益は昨年度を上回った。

また、昨年度と同様、供給単価及び給水原価は共に安定的に推移しており、安定した収益の構造に変化はなく、事業運営に必要な資金は確保されていることから、良好な経営状況にあると認める。

事業費支出については、安全安心な水道水を安定して供給するため、老朽化した自家発電設備の更新工事を実施したほか、計画的な老朽管の布設替工事も継続して実施している。

### 【公共下水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比較して、処理区域内人口及び有収水量が増加したことで、下水道使用料は増加したものの、総収益としては減となっている。この結果、純利益は昨年度を下回った。

しかし、昨年度と同様、使用料単価及び汚水処理原価は共に安定的に推移しており、安定した収益の構造に変化はなく、事業運営に必要な資金は確保されていることから、良好な経営状況にあると認める。

事業費支出については、整備申請に基づく公共汚水柵の設置工事や汚水管布設工事を行ったほか、ストックマネジメント計画に基づく浄化センター改築更新工事を実施した。

### 【農業集落排水事業会計】

農業集落排水事業は、令和5年4月1日から地方公営企業法を適用し、それ以前の官公庁会計（特別会計）から、公営企業会計に移行した。

財務状況を見ると、流動比率及び当座比率がいずれも77.4%で100%を下回っており、農業集落排水事業の経営に必要な経営資金を事業単独では確保できず、一般会計からの繰入金によって、それを賄っているのが現状である。

事業費支出については、農集落排水事業における適切な施設の更新を実施していくため、農業集落排水機能強化対策計画策定業務を実施している。

施設の利用状況や適正規模を判断する指標である施設利用率は42.2%であるが、施設の老朽化は少しずつ進行しており、財政状況や施設の適正規模を踏まえた、計画的な施設の更新が必要だと考える。